



令和7年9月発行

# 県央地域水源林 ニュースレター

発行元：神奈川県県央地域県政総合センター

第09号

## 水源林整備の効果をご紹介します！（間伐編）

神奈川県では、「水源の森林づくり事業」により皆様からお借りしている森林を**公益的機能の高い森林の姿を目標**に整備を進めています。

森林の機能の発揮には土壌の保全が大切であり、「**間伐（本数調整伐）**」により林内を明るくし、下草が生える環境を整えて、土壌が流れ出しにくい森林に整備しています。今回のニュースレターでは、「**間伐の効果**」を実例写真で紹介します。

### 整備の始まり

「**間伐**」とは、密になった木を抜き切りすることです。お借りした当初の森林は木が密になりすぎ、林内に光が差し込まず、下草が生えていないことがあります。このままでは土壌が流れ出し、森林の機能が低下するおそれがあります。



令和5年整備後撮影



平成23年整備前撮影

### 整備の中間効果

「**間伐**」により立木を間引いたため林内に光が入るようになり、少しずつ草たちがもどってきました。間伐した木は林内に水平に寝かせて整理することで土壌の流れ出し防止に役立ってます。



※ こちらはイメージになります

### 整備後期 機能回復

さらなる「**間伐**」により、林内が明るくなり、地面も草で覆われました。林内に光が十分入ることで樹木も葉を茂らせ、根も発達し土壌を抑える力が強くなります。

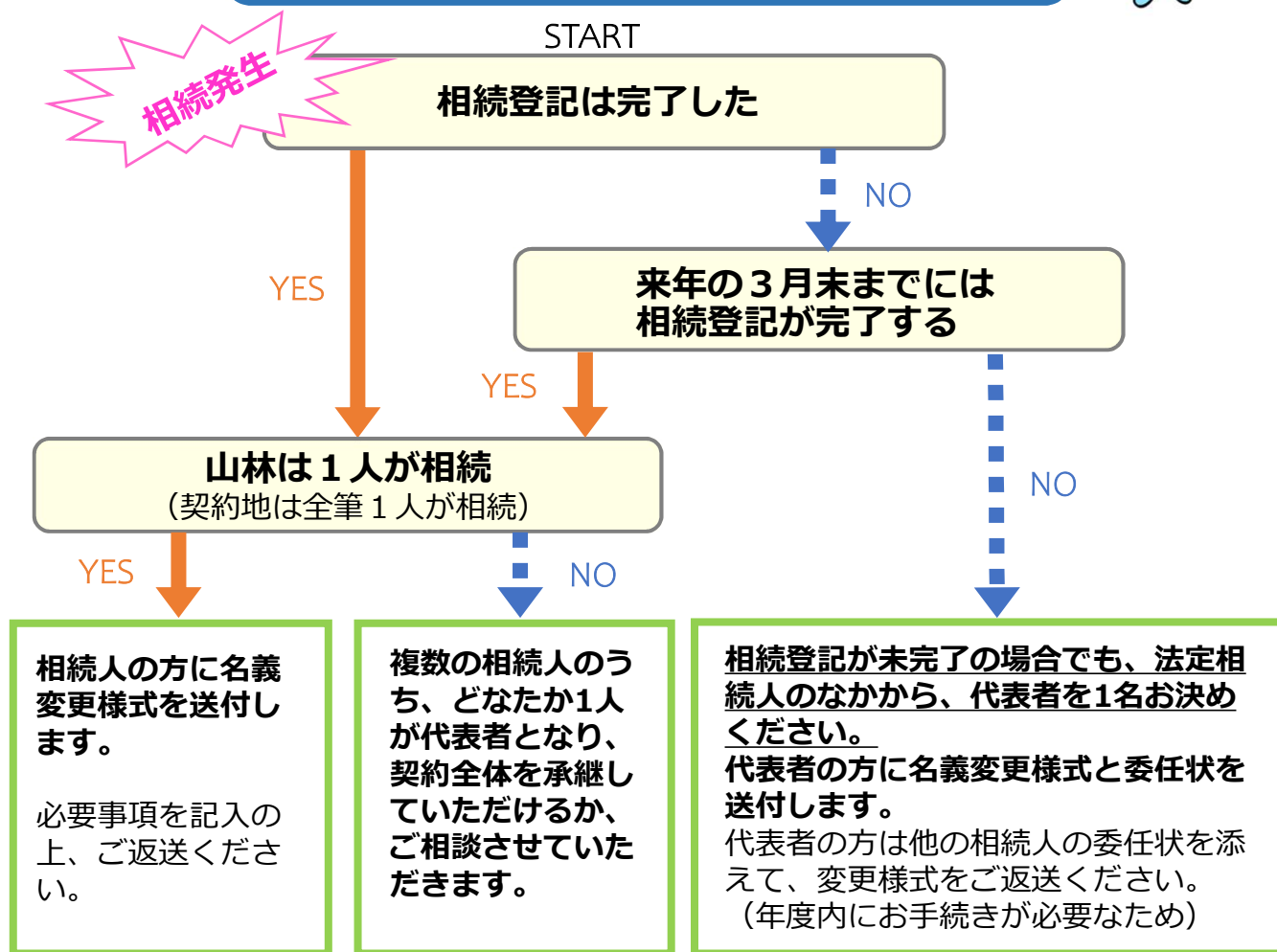
【写真：相模原市緑区小原地内】

## こんなときどうする？Q&A ～相続が発生した場合～



Q：山林を親から相続しました。今回、親のあて名でニュースレターが届きましたが、手続きは必要？

A：水源林契約の**名義変更**が必要です。**まずは県にご連絡ください。**次の場合に分けて手続きをご案内します。



次の場合も県にご連絡をお願いします！

○ 住所・振込口座・代表者を変更するとき

お問合せ先

神奈川県県央地域県政総合センター 森林部

相続など、水源林契約について : 水源の森林推進課

契約林の整備内容について : 水源の森林整備課

TEL : 042-784-1111 (代表) (平日8時30分～17時15分)

〒252-0157 相模原市緑区中野937-2 (津久井合同庁舎)